

平成30年 3月29日
九州地方整備局

ていちょうせん

低潮線保全区域の巡視結果について

- ◇「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、低潮線保全区域及びその周辺の自然浸食や人為的な損壊等の状況調査を行うため、職員自らによる低潮線保全区域^{※1}の巡視を実施しています。
- ◇平成29年度に九州地方整備局が所管する低潮線保全区域^{※1}（31区域^{※2}：別紙参照）を防災ヘリコプター「はるかぜ」により巡視した結果、低潮線保全区域の地形の変化及び違法行為^{※3}は確認されませんでしたのでお知らせいたします。
- ◇平成30年度も引き続き低潮線保全区域の巡視等を行い、排他的経済水域等の保全に努めて参ります。

※1：低潮線保全区域とは、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、排他的経済水域等の基礎となる低潮線の周辺水域を保全することとして定められた区域のことです。

なお低潮線とは、海水面が略最低低潮面^{ほほさいていていちょうめん}にあるときの海水面と陸地の境界線のことをいいます。

※2：「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令」にて、全国185区域を低潮線保全区域として定めており、そのうち九州地方整備局では31区域を所管しています。

※3：違法行為とは、低潮線保全区域内において海底の掘削又は切土、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築等、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為です。なお、低潮線保全法第5条により国土交通大臣の許可を受けるよう定められています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部

【全般】 低潮線保全官 ^{みうら かずひろ} 三浦 一浩(内線3520)【許認可等】 水政課長 ^{ほんだ さなえ} 本田 早苗(内線3551)【巡視・調査等】 河川管理課長 ^{おにつか ひでふみ} 鬼塚 英文(内線3751)

TEL 092-471-6331(代表)

低潮線保全の概要

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）（平成22年5月26日成立、同6月2日公布、同6月24日施行（一部を除く））
※法：低潮線保全区域にかかる規定等についてはH23.6.1施行

天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要である排他的経済水域等の保全を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線等の保全を実施する。

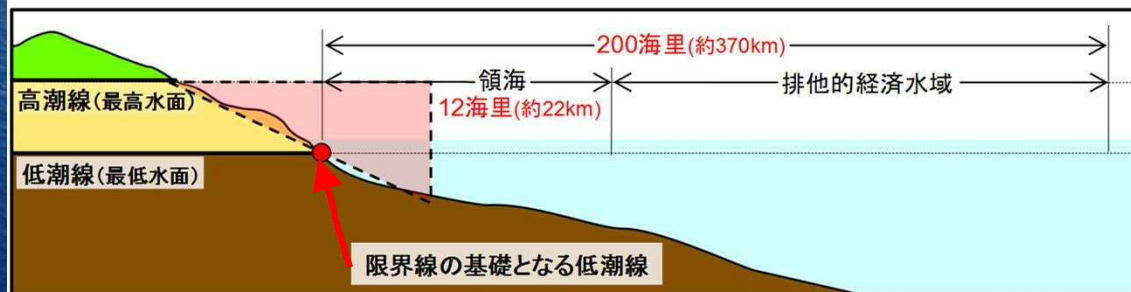
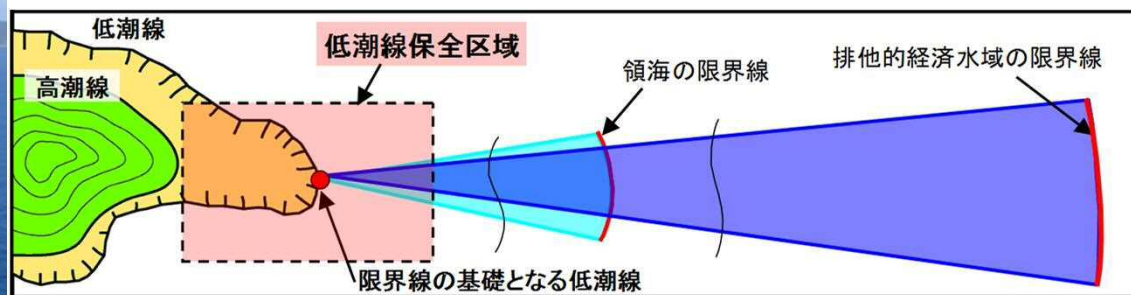
九州地方整備局における事務

- ・許認可事務
- ・低潮線区域及びその周辺の巡視



出典：海上保安庁HP

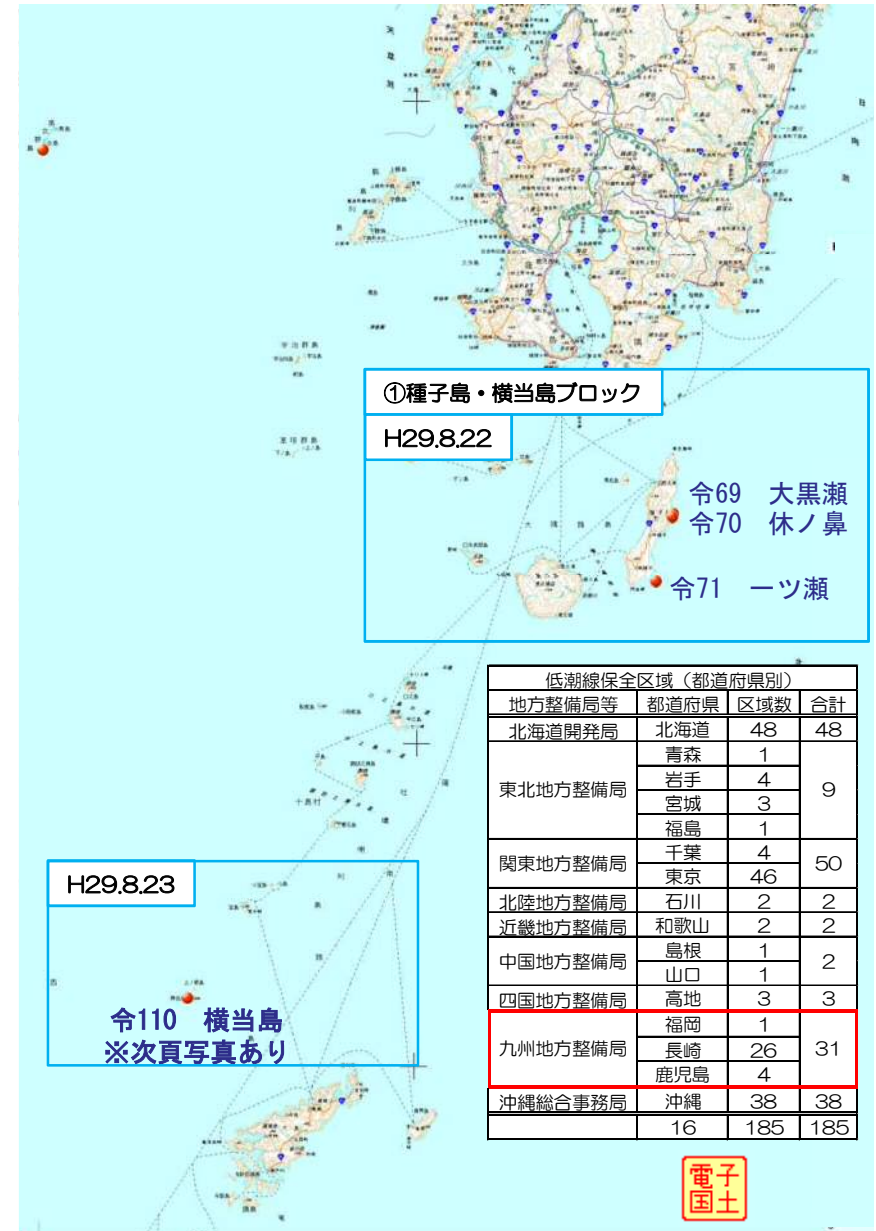
◇防災ヘリコプター「はるかぜ号」を活用し31区域の巡視を実施



令111号区域 男女群島 (鮫瀬)	
イ	北緯31° 58' 4" 東経128° 21' 5"
ロ	北緯31° 58' 0" 東経128° 21' 5"
ハ	北緯31° 58' 0" 東経128° 21' 1"
ニ	北緯31° 58' 4" 東経128° 21' 1"

男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km² (東京ドーム約1700個分)の排他的経済水域が減少

平成29年度 低潮線保全区域巡視実施日



※令〇〇の数字は、政令別表番号



防災ヘリコプター「はるかぜ」により巡視



九州地方整備局職員による巡視状況



政令別表110 横当島



政令別表116 白瀬(白瀬北小島)

注) 写真中、 は、低潮線保全区域の概ねの位置を示したものである。
注) 政令別表番号; 平成23年5月30日政令第158号による。